

[参考] 砺波市農地標準賃借料

砺波市農業委員会

適用期間（令和8年度）

農地の区分	標準賃借料 (円)	平均収量 (kg/10a)	適用地域	
田 の 部	1	7,700	544	出町・五鹿屋・東野尻・鷹栖・若林・林・高波地区
	2	6,100	535	庄下・油田地区
	3	4,300	507	中野・南般若・柳瀬・太田・東般若・青島・種田地区 般若地区 安川・頼成・徳万地域 東山見地区 金屋（畑直・中屋敷1884～2014・南部野 ・京坂1650～1663） 雄神地区 庄（庄313～548・上壇） 三谷（三谷1～133、240～336・上畑中 ・下畑中・欠下・天野・村中・ 片田島・上野手）
	4	2,200	475	般若地区の上記地域を除く地域 梅檀野・梅檀山地区 東山見地区 金屋（大反保・中屋敷・了安・岩黒・ 京坂・西野々・小川原） 湯山（堂本） 前山（動山・西尾） 小牧（北牧） 雄神地区 庄（庄・下壇・上町・寛喜島） 三谷（三谷・上野・上明堂・堂尻・ 下明堂）
	5	300	451以下	般若・梅檀野・梅檀山・東山見・雄神地区の山間 地等、土地改良基盤整備事業等の未整備地域及び これに準ずる地域

※ この標準賃借料は、あくまでも賃借料の目安を示すものであり、1筆20～30aの整備田において水稻作の基準としたものです。

※ 賃借料は、当該農地の収量・生産条件等を考慮し、当事者間で決定してください。